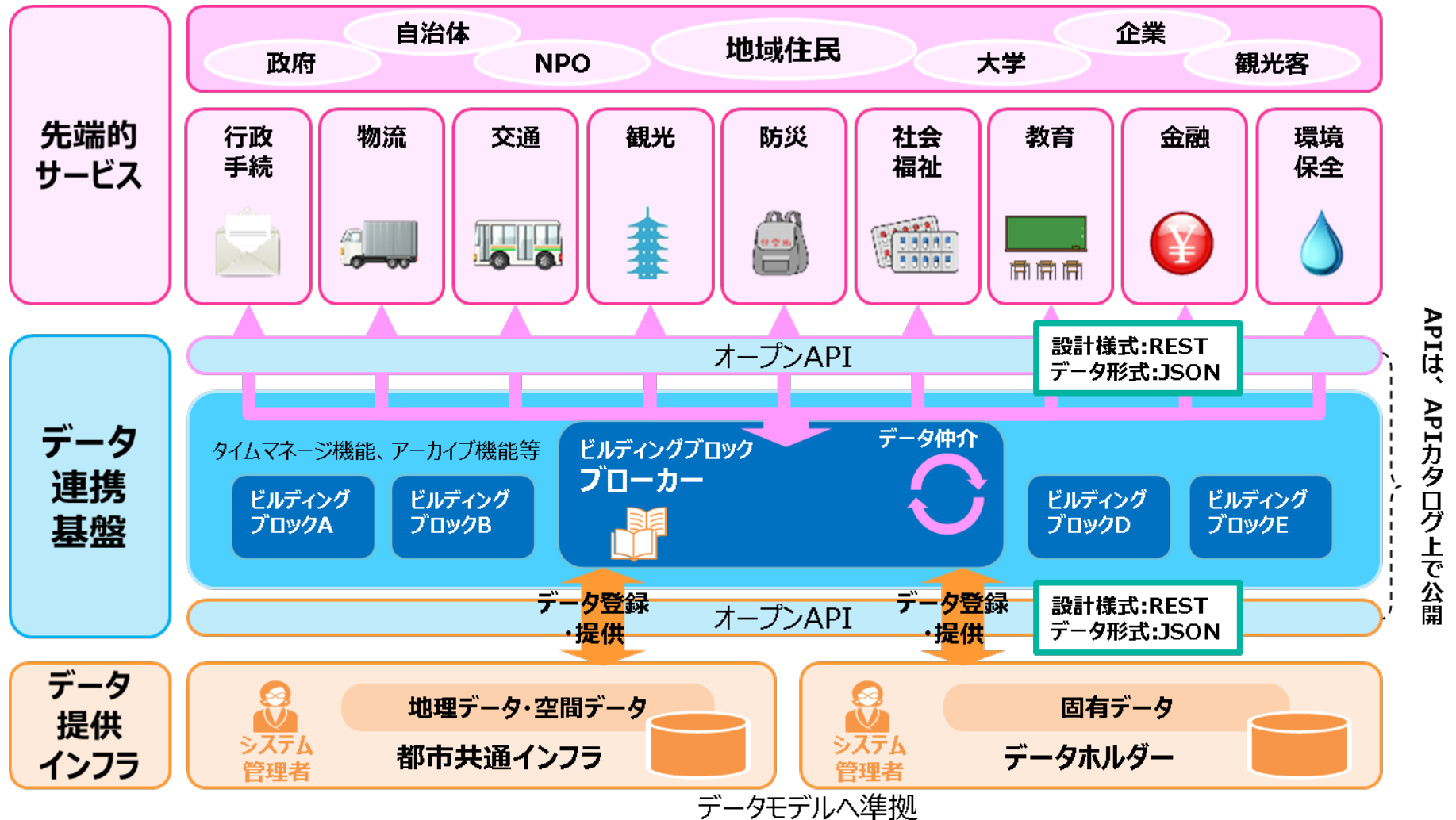


区域計画に記載する特定事業等の概要

国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業について

国家戦略特別区域データ連携基盤事業は、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備し、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供するもの。



(※) API(Application Program Interface) : あるサービスやアプリケーションにおいて、その機能や管理するデータなどをほかのサービスやアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

(創業者人材確保支援事業：国家公務員退職手当法の特例、人材流動化センターの設置)

(平成27年9月1日 国家戦略特別区域法第19条の2、第36条の3)

福岡市・北九州市(9事業)
初認定：平成28年2月5日認定
広島県・今治市(5事業)
初認定：平成28年4月13日認定
仙台市(2事業)
初認定：平成31年4月17日認定

規制改革の内容

見直し前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算

見直し後

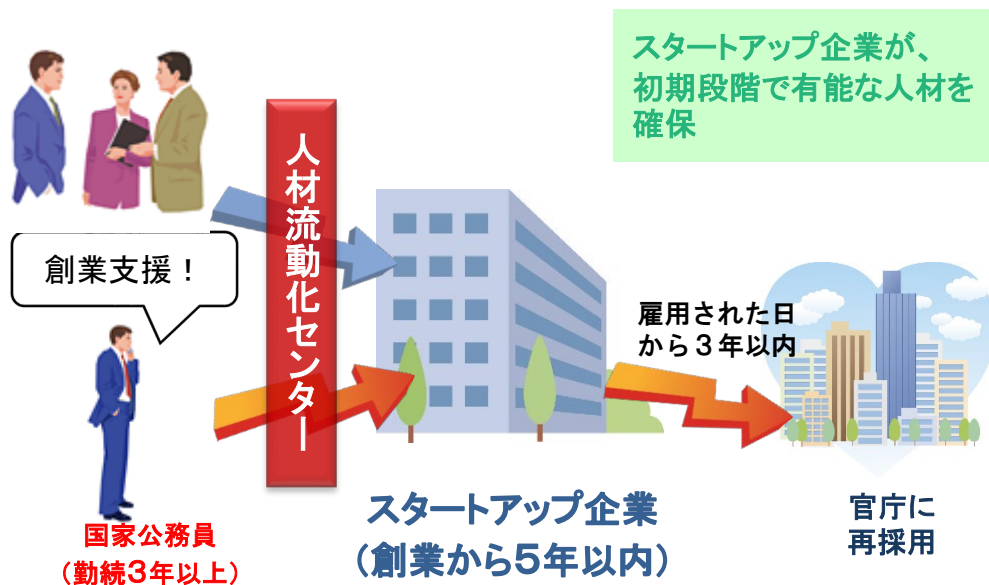
- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

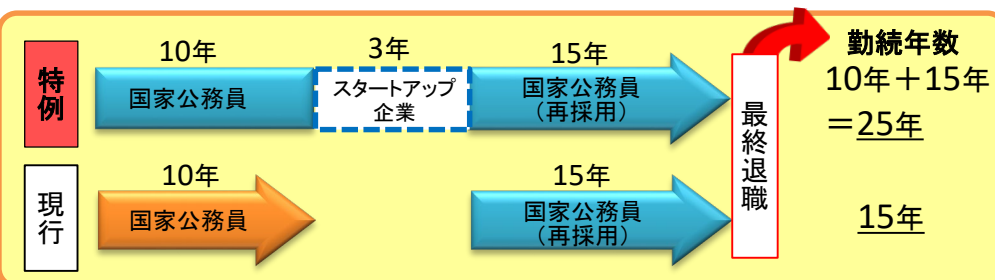
創業者の人材確保を支援

規制改革の概要

創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



【最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数】



自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための 近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置

(国家戦略特別区域法第37条の7)

規制改革の内容

特例措置前

自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

特例措置

国家戦略特別区域内において自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

効果

自動運転やドローン（小型無人機）等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

規制改革の概要

■ ワンストップセンターのイメージ

